羽曳野市簡易専用水道管理運営指導要綱

平成25年　４月　１日制定

(趣旨)

第1条　この要綱は、簡易専用水道の適正な管理運営を図るため、水道法(昭和32年法律第177号)、水道法施行令(昭和32年政令第336号)及び水道法施行規則(昭和32年厚生省令第45号。以下「省令」という。) に定めるもののほか、簡易専用水道設置者等が行うべき必要な事項を定めるものとする。

(簡易専用水道設置者等)

第2条　この要綱において「簡易専用水道設置者等」とは、簡易専用水道の設置者(2人以上の者が共同して簡易専用水道設置者を設置している場合は、その代表者)又は簡易専用水道の設置者以外に当該簡易水道のすべての管理について権限を有する者があるときは、当該権限を有する者をいう。

(届出)

第3条　簡易専用水道設置者等は、当該簡易専用水道を使用して給水を開始したときは、次に掲げる書類を市長に届出なければならない。

(1)　簡易専用水道給水開始届(様式第1号)

(2)　簡易専用水道の配置及び系統を明らかにした図面

(3)　受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図

(4)　前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2　簡易専用水道設置者等は、前項の届出の内容に変更があったときは簡易専用水道届出事項変更届(様式第2号)を、当該簡易専用水道の休止又は廃止により簡易専用水道に該当しなくなったときは、簡易専用水道(休止・廃止)届(様式第3号)を市長に届出なければならない。

(帳簿書類の備え付け)

第4条　簡易専用水道設置者等は、次に掲げる帳簿書類を備えておかなければならない。

(1)　水道法第34条の2第2項に規定する定期検査に関する帳簿書類

(2)　簡易専用水道の配置及び系統を明らかにした図面

(3)　受水槽の周囲の構造物の配置を明らかにする平面図

(4)　水槽の清掃の記録

(5)　簡易専用水道のその他管理についての記録

2　簡易専用水道設置者等は、前項第1号、第4号及び第5号の帳簿書類を3年間保存しなければならない。

(報告)

第5条　簡易専用水道設置者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を市長に報告しなければならない。

(1)　省令第55条第3号に規定する水質検査を実施したとき。

(2)　省令第55条第4号に規定する給水停止の措置を行ったとき。

(3)　給水の水質に関する事故が発生したとき。

2　前項第3号の報告は、簡易専用水道事故報告書(様式第4号)により行わなければならない。

付　則

(施行期日)

1　この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2　この要綱の施行の際、現に大阪府簡易専用水道管理運営指導要綱の規定に基づき簡易専用水道事業者等が行った届出及び報告であって、この要綱の施行の日以後において本市が処理することとされる届出及び報告は、この要綱の相当規定により行われたものとみなす。

簡易専用水道給水開始届出書

　　年　　月　　日

様式第1号(第3条関係)

羽曳野市長　様

届出者　住　所

氏　名

(法人にあっては、名称、所在地及び代表者の氏名)

羽曳野市簡易専用水道管理運営指導要綱第3条第1項の規定により、簡易専用水道の給水開始について、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 建築物 | フリガナ  名称 | |  | | | | | | | | | | | |
|  | | | | | | | | | | | |
| 所在地 | |  | | | | | | | | | | | |
| 設置者 | フリガナ 氏名 | |  | | | | | | | | 電話番号 (　　) | | | |
|  | | | | | | | |
| 住所 | |  | | | | | | | | | | | |
| 管理者 | フリガナ  氏　名 | |  | | | | | | | | 電話番号 (　　) | | | |
|  | | | | | | | |
| 住所 | |  | | | | | | | | | | | |
| 建築物用途 | | 1.共同住宅　2.学校　3.事務所 4.その他(　　) | | | | | | | | 階数 | | 地上［　］階：地下［　］階 | | |
| 建築物構造 | | 1.鉄筋　2.鉄骨鉄筋　3.木造　 4.その他(　　) | | | | | | | | 特定建築物届出 | | | 1．有　2．無 | |
| 受水槽 | | 場所 | | 1.建築物内 2.建築物外 | | 位置 | | 1.地上　2.地下　3.半地下 | | | | | 総容量 | ｍ３ |
| 材質 | | 1.FRP　2.鋼板　3.コンクリート　4.その他(　　　) | | | | | | | | | 有効容量 | ｍ３ |
| 高置水槽 | | 位置 | | 1.屋上　2.塔屋　3.その他(　　　) | | | | | 設置数 | | 基 | | 総容量 | ｍ３ |
| 材質 | | 1.FRP　2.鋼板　3.コンクリート　4.その他(　　　) | | | | | | | | | 有効容量 | ｍ３ |
| 使用開始日 | | 年　　月　　日 | | | 平均利用者数 | | 人／日 | | | 平均使用水量 | | | ｍ３／日 | |
| 受水水道名 | |  | | | 消毒設備の有無 | | | １.有　　２.無 | | | | | | |
| 給水方法 | | １.高置水槽方式　　２.圧力水槽方式　　３.その他(　　　　　　　　) | | | | | | | | | | | | |
| 特記事項 | |  | | | | | | | | | | | | |

様式第2号(第3条関係)

　　年　　月　　日

羽曳野市長　様

簡易専用水道設置者

住　所

氏　名

簡易専用水道届出事項変更届

羽曳野市簡易専用水道管理運営指導要綱第3条第2項の規定により、簡易専用水道給水開始届の記載事項

変更を次のとおり届けます。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 簡易専用水道を設置した  建築物の名称 | |  |
| 同　上　所　在　地 | |  |
| 変 更 事 項 | 変　更　後 |  |
| 変　更　前 |  |
| 変　更　年　月　日 | |  |
| 変　更　の　理　由 | | ′ |

　　年　　月　　日

羽曳野市長　様

様式第3号（第3条関係）

簡易専用水道設置者

住　所

氏　名

簡易専用水道(休止・廃止)届

羽曳野市簡易専用水道管理運営指導要綱第3条第2項の規定により、簡易専用水道の(休止・廃止)をします。

|  |  |
| --- | --- |
| 簡易専用水道を設置した  建築物の名称 |  |
| 同上所在地 |  |
| (休止・廃止)年月日 |  |
| (休止・廃止)の理由 | ′ |

　　年　　月　　日

羽曳野市長　様

様式第4号(第5条関係)

簡易専用水道設置者

住　所

氏　名

簡易専用水道事故報告書

　当簡易専用水道において次のとおり事故が発生したので羽曳野市簡易専用水道管理運営指導要綱第5条第2項の規定により、報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 建築物の名称 |  |
| 発生日時 |  |
| 事故の状況 |  |
| 応急措置  及び対策 |  |
| 摘要 |  |